

第 20 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 2 月 25 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 12 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（24 名）

| | | | |
|---------|------|-------|----|
| 会長 | 24 番 | 谷内 | 雅貴 |
| 会長職務代理者 | 23 番 | 鯖戸 | 英明 |
| | 1 番 | 棚 | 範貴 |
| | 2 番 | 小林 | 信也 |
| | 3 番 | 山下 | 浩昭 |
| | 4 番 | 橋本 | 浩弥 |
| | 5 番 | 西田 | 利幸 |
| | 6 番 | 中村富士男 | |
| | 7 番 | 田村 | 信夫 |
| | 8 番 | 高野 | 英一 |
| | 9 番 | 佐藤 | 雅典 |
| | 10 番 | 森 | 勤子 |
| | 11 番 | 帰山 | 茂義 |
| | 12 番 | 井田 | 留吉 |
| | 13 番 | 澤邊 | 佳範 |
| | 14 番 | 佐藤 | 悦啓 |
| | 15 番 | 高橋 | 孝二 |
| | 16 番 | 多田 | 篤 |
| | 17 番 | 黒田 | 龍司 |
| | 18 番 | 吉田 | 正宏 |
| | 19 番 | 渡邊ひろ子 | |
| | 20 番 | 佐久間博孝 | |
| | 21 番 | 湯佐 | 茂雄 |
| | 22 番 | 松本 | 誠 |

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地所有適格法人報告書の受理について

第 2 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第 1 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について

第 2 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

5 農業委員会事務局職員

| | |
|------------|-------|
| 事務局長 | 川瀬 康彦 |
| 忠類支局長 | 高橋 宏邦 |
| 農地振興係長 | 菅原美栄子 |
| 忠類支局農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| 農地振興係主事 | 大西 千春 |
| 農地振興係主事 | 石塚 瑠人 |

6 会議の概要

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第20回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に16番多田委員、17番黒田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p> |
| 事務局長 | <p>諸般の報告は、特にございませぬ。</p> |
| 議長 | <p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXほか、計14法人から提出がありましたので、報告いたします。</p> <p>書類等完備されておりましたので、受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませぬか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、報告第2号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番、2番の説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第2号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告し</p> |

ます。

案件は、議案書1ページの2件でございます。

今月17日の現地調査にて、現況について記載のとおり確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

議長

休憩を解き、会議を再開します。

次に、議案第1号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について」を議題とします。

議案第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

議案第1号、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見についてであります。

農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づく、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更につきましては、同法施行規則第2条並びに第7条の規定により、市町村長は農業委員会及び農協の意見を聴かなければならないことを踏まえ、本日、当該案件について幕別町長から意見を求められておりますことから、ご審議をお願いするものでございます。

なお、基本構想の内容につきましては、農林課より説明いたします。

農林課長

農林課長の香田です。本日はよろしく願いいたします。

はじめに説明員を紹介いたします。

農政係長の小野です。

農政係長

よろしく願いします。

農林課長

委員の皆様には、日頃から本町の農業振興はもとより、町政全般にわたり、ご理解とご協力を頂いておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

議案の説明の前に、私の方から、農業経営基盤強化促進基本構想の変更に至った経緯について簡単にご説明いたします。

市町村が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」は、昭和55年に制定された「農業経営基盤強化促進法」に基づいて、北海道が定める「基本方針」に即して、概ね5年ごとに、その10年間について定めるもので、中身は農業経営の目標、営農類型の指標、農用地の利用集積に関する目標、農業経営基盤強化促進事業に関する事項などを定めております。本町では、平成6年に策定して以降、7回の変更を行っているものであります。

本日の案件は、前回変更の平成29年5月から概ね5年が経過しており、また、北海道が令和3年3月に「基本方針」を変更したことから、法第6条第4項及び施行規則第7条に基づきまして、農業委員会の意見を聴き、所要の変更を行

うものであります。

以上が変更に至った経緯であります。議案につきましては、担当係長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

農政係長

私からは、農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る内容についてご説明いたします。

それでは、資料に基づきまして説明いたします。

はじめに、資料1「幕別町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」をご覧ください。1の「基本構想の変更に係る根拠」と2の「これまでの町基本構想の変更経過と主な変更内容」につきましては、先ほど農林課長からご説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

私からは、3の「今回の変更に係る主な内容」についてご説明いたします。

1つ目は、「道基本方針の見直しに伴う変更」であります。2行目からありますが、農業生産額の増大と生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組みを行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成、確保するため、年間農業所得と年間労働時間の目標指標が道の基本方針で見直しが行われましたことから、町の基本構想でも、こうした目標指標を見直すとともに、新たに多様な人材の確保やスマート農業など、労働力不足への対応について記載することとされましたことから、同様に町基本構想でも記載しようとするものであります。見直しの内容については、後ほど、基本構想の中で具体的にご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

2つ目は、「営農類型の見直し」ですが、今回は基本構想で掲げる17の類型について見直しを行わず、目標とする農業所得と労働時間を営農類型ごとに農業経営の指標を更新しようとするものであります。

3つ目は、「その他文言等の整理、修正」をしようとするものであります。

次に、4の「今後の日程」ですが、今回、審議させていただきます基本構想(案)につきましては、農業関係団体などで組織する「ゆとりみらい21推進協議会」で協議した上で、素案を作成しているものであります。昨日24日から、パブリックコメントといたしまして、町内の農業者や一般の町民の方々からご意見を募集しており、また、4つの農業協同組合への意見聴取と、本日、農業委員会でご意見を求めたのち、北海道知事に対する協議を進めていきたいと考えております。その後、北海道知事の同意が得られたのち、決定、公告という予定をしております。

なお、北海道との協議の中で、基本構想の文言の修正等を行う場合もあろうかと思いますが、簡易な部分の修正につきましては、改めて報告はいたしませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、資料2の「新旧対照表」をご覧ください。主に、この新旧対照表でご説明いたしますが、左側が現行、右側が今回見直しをさせていただく基本構想(案)となります。

2ページをお開きください。基本構想の構成は、大まかにはこの目次にありますように、「第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標」から「第8 その他」までの8項目で構成しております。今回の見直しでは、新たに項目が追加されるなど、大きな変更はございません。

次に3ページをご覧ください。ここからは、大きく変更になった部分や重要なポイントについてご説明いたします。「第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標」であります。下線を引いた部分が今回変更となった部分であります。主に、直近の令和2年農林業センサスの、本町の数値に更新しようとするもの

であります。2の「幕別町農業の現状と課題」の5行目であります。農業経営体数や農業従事者数が、平成27年に比べ、いずれも減少しており、今後も農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化することで、将来的には優良農地の遊休化などが懸念されております。

4ページをお開きください。3の「農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向」であります。

(2)の「効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間」の3行目であります。主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保するため、目標とする年間農業所得を、左側の現行、表中であります。1経営体当たり概ね400万円」としていたものを、見直し案では、「主たる従事者1人当たり概ね500万円」としようとするものであります。

道の基本方針でも、年間農業所得を「主たる従事者1人当たり概ね480万円」であったものから、今回「500万円」に変更していることに加えまして、これまでは目標とする所得水準の考え方として、国や道の考え方に準じて、直近3年間の農業所得を除いた町内の給与所得者の総所得金額を基に、他産業の主たる従事者1人当たりの平均所得金額を算出しました上で、町内の多くの農業経営が家族経営を中心に営まれておりますことから、これに補助従事者1人の年間平均所得を加えました「1経営体当たり」の所得水準を年間の農業所得といたしまして、目標を定めていたところでありました。しかし、今回の見直しに当たっては、本町の農業所得が他産業従事者と比べ、高い傾向が見られましたことから、直近3年間の農業所得の平均額を基に「主たる従事者1人当たり」の所得水準を概ね500万円とする目標を定めようとするものであります。

なお、主たる従事者とは、※印にありますとおり、農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者であります。また、目標とする年間労働時間は、現行の「主たる従事者1人当たり2,000時間程度」から、見直し案では「1,900時間程度」としようとするものであります。所得水準と同様に、道の基本方針でも年間労働時間を「主たる従事者1人当たり1,800から2,000時間程度」であったものから、今回「1,700から2,000時間程度」に変更しておりますので、同様に基本構想でも目標を定めようとするものであります。

次に、(3)の「新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間」であります。4行目のただし書きにありますとおり、親から独立した経営を開始する者にとっては、経営開始5年後における所得水準を、(2)に定める水準の概ね5割となる250万円程度を目標として定めようとするものであります。

5ページをご覧ください。イの「農業経営の法人化の推進」の中段より少し下、「さらに」からであります。国の目標や道の基本方針の令和12年度における農業法人数の目標を、左側の現行にありますとおり、前回の基本方針で「5,200経営体」であったものから、今回「5,500経営体」に変更していることを踏まえ、本町の令和12年度における農業法人数の目標数を75経営体としようとするものであります。

次に、エの「新規就農者の育成・確保」であります。6ページにかけてであります。前段の部分はこれまでも取組みを行っているものを、道の基本方針に即して改めて基本的な考えとして記載するもので、後段の「家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の時代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組みを推進する」ことを新たに定めようとするものであります。

次に、オの「労働力不足への対応」であります。道の基本方針で新たに追加したもので、本町においても、「農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者や女性、他産業を退職した人材や外国人材などの確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組みを推進すること、また、ロボット技術やICTの活用など、スマート農業化を積極的に推進する」ことを定めようとするものであります。

(5)の「農用地の利用集積と集約化」の2行目であります。「農地利用集積円滑化事業」を「担い手農地利用調整事業」に見直そうとするものであります。農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和2年4月1日より、町公社が担っていた農地利用集積円滑化事業が、農地中間管理事業に統合されることとなりましたが、町公社は担い手農地利用調整団体として、7ページ上段の※印にありますとおり、これまでと同様の業務を引き続き行うことができるものとして、道から認められましたことから、記載のとおり変更しようとするものであります。

次に、7ページ中段の「4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」の(1)の「新規就農の現状」であります。本町の新規就農者は、平成22年度から10年間で91人となっており、このうち、後継者の就農が78人です。全体の新規就農者のうち、後継者の就農が85%以上を占めておりますことから、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があるとしております。そのため、(2)の「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標」のアの「確保・育成すべき人数の目標」であります。道の基本方針に掲げられた「年間670人」の新規就農者の育成、確保目標を踏まえ、本町においては、年間で概ね7人の当該青年等の確保を目標としようとするものであります。

9ページをお開きください。第2では、農業経営の指標として、本町における主な営農類型について例示しているものであります。表の形式で、「営農類型」欄の「1 園芸専業①」から18ページまでお開きいただき、「17 酪農専業③」まで、合計して17類型を掲げております。変更の内容につきましては、最後にご説明させていただきます。

20ページをお開きください。第4の「1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」であります。先に、「2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項」の(1)の2行目の説明であります。本町における農用地の利用集積状況は、令和3年度で94.9%と高い割合になっておりますことから、1の表にありますとおり、現行と同様の目標を定めようとするものであります。また、2の(1)の5行目の「また、」からであります。農業従事者の平均年齢は令和2年農林業センサスでは56.3歳となり、5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している農家は全体の19.5%となっており、平均年齢が60歳を超える地域もあることなどから、高齢化が進行している地域や、条件不利地域などで遊休農地となるおそれがある農地の発生が懸念されております。また、(2)の「今後の農用地利用等の見通し」であります。令和2年農林業センサスでは、経営主の年齢が65歳以上の111経営体のうち、5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保していない農家戸数は88戸となり、今後10年間でかなりの農地が供給されることが予想されますことから、農地が遊休化しないよう、その受け手となる担い手の育成、確保に努めることが重要としているものであります。

22ページをお開きください。第5では、農業経営基盤強化促進事業に関する事項として、本町農業の地域特性を踏まえて、農業経営強化促進事業として取

り組む事項を記載したものでありますが、ここでは、個別の説明について省略させていただきます。

最後に、43 ページをお開きください。先ほどもご説明いたしましたが、今回の見直しでは、営農類型について見直しを行わないこととしております。そのため、下線で示しておりますが、町の基本構想の目標とする農業所得と労働時間の指標の見直しに即して、営農類型ごとに農業経営の指標を更新しようとするものであります。主な部分についてご説明いたしますが、「1 園芸専業①」は、ゆり根の販売球 1 ヘクタール、養成球 0.5 ヘクタール、休閒緑肥 1.5 ヘクタールの合計 3 ヘクタールの農業経営を例示したものであります。ここで、ゆり根の耕作面積であります。全体で 3 ヘクタールの農地を、ゆり根と休閒緑肥で交互に作付けをしているわけではなく、1 年間で見たときに、翌年度に作付けするゆり根の耕作面積に休閒緑肥を作付けし、次年度には、さらに別の農地に休閒緑肥を作付けするものであり、先月の農業委員会でご意見をいただいたところではありますが、今回の見直しではこの部分について、変更は行わないこととしたものであります。また、農業所得は現行から 40 万円ほど減少しておりますが、ゆり根の販売単価の伸びが今後も期待できず、現状の収量及び単価を据え置くこととした一方で、経費が高騰していることが要因と分析しているところでもあります。また、労働時間の減少も見込めないことから、前回の数値を据え置くこととしているものであります。

「2 園芸専業②」や「3 畑作専業①」から 45 ページをお開きいただき、「10 畑作野菜複合⑥」までについてであります。いずれも資材価格や肥料などの経費が高騰する一方で、10 アール当たりの作物単価が増えるなどした結果、農業収益も増加しており、結果的に農業所得が現行よりも増加しております。

47 ページをお開きください。「15 酪農専業①」であります。農業所得は現行から 690 万円ほど減少しておりますが、民間の哺育センターへの預託による委託料などの経費が大きく高騰する一方で、農業収益の増加が追い付いてないことが要因と分析しているところでもあります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

議案第 1 号について説明を申し上げました。それでは質疑を受けたいと思いますが、何かございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りをいたします。

議案第 1 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について」は、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第 1 号は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>休憩を解き、会議を再開いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から12番について、事務局から説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第2号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第2号1番から12番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>1番から11番の案件は借換えのため、12番の案件は返還のため解約するものです。</p> <p>農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしとします。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号1番から12番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> |
| 議長 | <p>異議なしとします。よって、議案第2号1番から12番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番から6番について、事務局から説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。</p> <p>【議案第3号1番から6番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p> |

22番 22番説明いたします。1番から4番の案件は更新であります。5番から6番の案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号9番、10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号9番、10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号9番、10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号11番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号11番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページから8ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。11番から14番の案件は更新、15番から16番の案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号11番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号11番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号17番、18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号17番、18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号17番、18番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号19番、20番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号19番、20番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号19番、20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号19番、20番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号21番、22番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号21番、22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号21番、22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号21番、22番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号23番、24番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号23番、24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、令和3年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号23番、24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号23番、24番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号25番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号25番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、令和3年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号25番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号25番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号26番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添の農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、今年1月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号26番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【議案第4号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。1番の案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定です。2番の案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3

条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借の設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番、6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号7番から11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第4号7番から11番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書7ページから11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番から11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番から11番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号12番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号13番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号13番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号13番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号14番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第4号14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号14番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書14ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、今月17日に高野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号14番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第4号15番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第4号15番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書15ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号15番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号16番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書16ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 本件につきましては、農地部会を開催し、協議していただいております。橋本農地部会長より報告をお願いします。

農地部会長 農地部会長であります、私の方からご報告申し上げます。
今月17日に、新規法人による農地の所有権のため農地部会を開催し、事業計画及び内容等の確認をいたしました。
本部会では、申請者は意欲的であり、農地所有適格法人の要件及び農地法第3条の許可要件を満たしていることから、特に問題のないものとして協議を終えておりますのでご報告申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号16番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号17番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号17番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書17ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号17番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号18番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書18ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月17日に高野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>異議なしとします。よって、議案第4号18番は原案のとおり決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、倉庫等建設を目的とする転用であります。農地区分は甲種農地であります。甲種農地は原則不許可であります。農業用施設への転用であることから、問題ないと考えております。</p> <p>なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。議案の説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p> |
| 22番 | <p>22番説明いたします。この案件は、今月17日に西田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> |
| 議長 | <p>異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。</p> |
| 議長 | <p>議案は以上であります。</p> <p>これもちまして、第20回農業委員会総会を閉会します。</p> |
| 事務局長 | <p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p> |